

21高農基第521号  
平成21年10月1日

農業振興部長 様

高知県農業農村整備事業計画審査会委員長  
( 農業振興部副部長 八百屋 市男 )

### 高知県農業農村整備事業計画審査会の審査結果について

高知県農業農村整備事業計画審査会（以下、「本審査会」という。）は、平成22年度新規地区として国に採択を要望する農業基盤課所管の8件の農業農村整備事業について、平成21年8月13日に審議を行い、下記のとおり審査結果をとりまとめましたので、「高知県農業農村整備事業計画審査会設置要領」第4の3に基づき報告します。

### 記

財政状況の厳しい中、本県の目指す自立した県経済の基盤づくりには産業の育成が喫緊の課題であり、特に本県では基幹産業である農業の振興に重点的に取り組んでいかなければなりません。そのためには持続可能な経営体を育成するとともに、農業に必要な条件整備が不可欠です。

また一方で、近年の異常豪雨や地震により、過去にはあまり例のなかった規模の災害が全国的に多発しており、台風の来襲が多く南海地震を控える本県においては、防災事業にも計画的に取り組んでいくことが重要です。

本審査会では、こうした状況を踏まえ、対象となる農業農村整備事業について、新規地区として取り組む必要性や地域の熟度、事業効果等について審議を行いました。

その結果、8件の新規採択希望地区については、事業の必要性、有効性、効率性、目標水準等を総合的に審査し、平成22年度の新規着工地区として適当であると判断しました。

なお、事業実施に際しては、審議の中で寄せられた部内各委員や第三者委員から出された意見を極力反映することとします。

以下、各事業について、審議結果の概要を付記します。

---

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業（県営）  
【地区名】物部川合同堰（ものべがわごうどうぜき）  
【市町村名】香美市他3市  
【事業概要】頭首工補修（1式）  
【事業費】1,400,000千円  
【負担割合】国50% 県35% 市15%—10,000千円 農家10,000千円

---

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由】

- ・受益面積は、香美市、香南市、南国市、高知市にまたがる1,849haで、関係農家戸数は、4,242戸にのぼる。この県内最大の受益を持つ農業用取水堰の機能を適正に保全して用水の安定供給を確保し、高知平野の農業の持続的発展を図ることを事業目的とする。
- ・受益地内の作付けは、水稻のほか露地でかんしょ、オクラ、ショウガ、葉タバコ、ネギ。施設でニラ、花卉類、ピーマン、シシトウなどが栽培されている。
- ・施設の概要は、真ん中に長さ40mの洪水吐ゲートが2門。右岸側に土砂吐ゲートが1門。そして、取水ゲートが右岸側に3門、左岸側に1門といった構成になっている。兩岸ともに管理道路はなく、県道からの標高差が20m近くある。これらの施設は、昭和46年から47年に県営かんがい排水事業で造成され、設置から37年が経過し、老朽化が進んでいる。
- ・最も心配されるのは、油圧系統からの油漏れである。40mの洪水吐ゲート2門は、油圧で起き上がる転倒ゲートで、洪水時には、これが倒れて安全に洪水を流す仕組みとなっているが、このゲートを起こすための油圧配管から油漏れが頻発している。また、洪水吐ゲートの鋼材が摩耗し、使用限界を迎えている。さらに、洪水吐ゲートの下部からの漏水事故が発生し、今後は、さらに多発することが予想されている。そのほか、全体的に老朽化が進行している状況である。

【審査会意見】

- ・平成22年度新規着工地区として適当である。

---

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業（県営）  
【地区名】西畑（さいばた）  
【市町村名】高知市  
【事業概要】機場補修（1式）  
【事業費】300,000千円  
【負担割合】国50% 県35% 市15%

---

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業（県営）  
【地区名】仁ノ（にの）  
【市町村名】高知市  
【事業概要】機場補修（1式）  
【事業費】350,000千円  
【負担割合】国50% 県35% 市15%

---

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業（県営）  
【地区名】宿毛（すくも）  
【市町村名】宿毛市  
【事業概要】機場補修（1式）  
【事業費】100,000千円  
【負担割合】国50% 県35% 市15%

---

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由】

- ・本事業の目的は、3地区共通で、故障などによって作動停止の恐れが高まってきている排水機場の機能を適正に保全することにより、湛水被害を防止して地域農業の持続的発展を図るとともに、地域の安

心、安全な生活環境を守ることである。

- ・西畑地区は、湛水防除事業により昭和 59 年に口径 700mm のポンプ 2 台、平成 9 年に 2 期工事として、口径 900mm の水中ポンプ 1 台が設置されている。1 期工事から数えると、既に設置から 25 年が経過し、老朽化が進んでいる。特に、電気系統は耐用年数の 20 年を超えて劣化が進行しており、いつ故障が発生してもおかしくない状況で、地域も大きな不安を抱いている。電気系統が故障すると、ポンプは起動しなくなり、施設園芸は壊滅状態となって、宅地にも甚大な被害が発生する。
- ・仁ノ地区は、湛水防除事業により昭和 59 年に口径 1,000mm のポンプ 2 台が設置されている。既に設置から 25 年が経過しており、電気系統の劣化が著しく、いつ故障が起こってもおかしくない状態に陥っている。また、除塵機の傷みが激しいため、その機能低下が著しい状況となっている。
- ・宿毛地区は、湛水防除事業により昭和 47 年に口径 1,400mm と 1,000mm の 2 台のポンプが設置されている。既に設置から 37 年が経過し、特に電気設備はいつ故障が起きてもおかしくない状況となっている。また、本地区のポンプは電動モーターで、既に耐用年数を過ぎており、故障のリスクは高まっている。

#### 【審査会意見】

- ・平成 22 年度新規着工地区として適当である。

---

【事業名】地すべり対策事業（県営）

【地区名】泉 3 期（いずみさんき）

【市町村名】吾川郡仁淀川町

【事業概要】承水路（140m） 山留アンカー（3 箇所） 集水井（11 箇所）

【事業費】500,000 千円

【負担割合】国 50% 県 50%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

---

#### 【新規要望理由説明（事務局）】

- ・泉 3 期地区は、仁淀川町の 2 つの地すべり指定地【泉（S36 指定）、古田（S46 指定）】において、地すべり対策を実施する。
- ・いずれの指定地も、過去に地すべり対策工事を実施し、地すべり活動が一定鎮静化したと判断し、“概成”地区としていた。
- ・しかし、平成 16 年の台風と長雨を境に地すべり現象が顕著となり、泉、古田地区の区長より事業再開の申し出があった。その後、継続的に状況を観測した結果、地すべりに起因する進行性変状が確認されたため、地すべり対策を再開するものである。
- ・対策工を実施すべきブロック内には人家が存在し、地すべり状況によっては人命に被害がおよぶ恐れもある。また、広い範囲にわたって農地、農業用施設、家屋等が被害を受け、集落全体が壊滅状態に陥る。
- ・台風、豪雨等の地下水の浸透等による地すべり現象から人命、財産ならびに農地、公共施設の保全を図るとともに、近い将来、南海地震の発生が予測されるため、震災対策として地すべり防止事業を実施し、震災被害の軽減を図る。

#### 【審査会意見】

- ・平成 22 年度新規着工地区として適当である。

---

【事業名】農村災害対策整備事業（県営）

【地区名】吾川（あがわ）

【市町村名】吾川郡仁淀川町

【事業概要】土留工（7 カ所） 排水ボーリング（3 カ所） 緊急避難路整備（2 路線）  
橋梁耐震補強（4 カ所） 防護柵等安全施設（1 カ所）

【事業費】650,000 千円

【負担割合】国 55% 県 35% 町 10%

---

【事業名】農村災害対策整備事業（県営）

【地区名】榛原北（ゆすはらきた）

【市町村名】高岡郡榛原町

【事業概要】土留工（6カ所） アンカー工（1カ所） 用排水路（7箇所） 緊急避難路整備（2路線）

【事業費】506,000千円

【負担割合】国 55% 県 35% 町 10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

---

【新規要望理由】

- ・本事業は、地震防災対策等の災害防除対策推進地域に指定されている地区において、地域で発生する重大な災害から、農村住民の生命、財産および生活を守るため、農業用施設や防災施設のうち整備順位の高い施設の整備を行う。
- ・吾川地区については、農地の耕作放棄地が増加傾向にある過疎・高齢化の集落では、近年、南海大震災や局地的な豪雨に対する恐怖を抱えており、町の防災計画にも早急な防災対策の必要性を掲げている。また、集落では大震災に備えた話し合いを重ねる毎に、自主防災組織設立の必要性について、認識が高まってきている。
- ・榛原北地区については、地すべり区域や危険地域が多く存在しており、歴史上幾度となく、集中豪雨等による壊滅的な被害を受けている。そのため平成16年6月には、いち早く自主防災組織が設立されるなど地域住民の防災意識も非常に高い地域である。
- ・こうしたなか、両地区とも基本計画策定において実施した各集落での聞き取りやワークショップを重ねる中で、南海地震や豪雨から生命を守るために種々の課題が掲げられており、本事業はこの課題を解決すべく実施するものである。
- ・具体的には、南海地震の強い揺れや、豪雨による土砂崩壊等から地域住民の生命財産を守るため、土留工等の対策工法を実施する。また、大震災や豪雨災害の避難経路の確保のため各集落から避難場所までの避難路の整備及び橋梁の耐震補強を実施する。

【審査会意見】

- ・平成22年度新規着工地区として適当である。
- ・耐震化の対象施設を農林水産省の補助が入った施設としているが、それ以外の施設についても実施できるよう、国へ要望をあげていただきたい。

---

【事業名】広域防災ため池等整備モデル事業（県営）

【地区名】芸西（げいせい）

【市町村名】安芸郡芸西村

【事業概要】ため池整備（洪水調節機能の賦与及び老朽化箇所の改修）（5箇所）

【事業費】400,000千円

【負担割合】国 50% 県 40% 村 10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

---

【新規要望理由】

- ・本事業は、農村地域に点在する複数の既存ため池について、洪水調節機能を賦与、または増進させるとともに、ため池決壊防止のために、老朽化部分の改修工事を行うことによって、大型台風や集中豪雨等による水害から農用地や農業用施設等を守ることを目的とする。
- ・芸西地区では、平成元年、10年、16年、18年、20年と頻りに洪水による被害を被っている。
- ・本地区の事業内容は、対象の5箇所のため池について、洪水調節機能の賦与として洪水吐や斜樋に洪水調節施設の設置、老朽箇所の改修として洪水吐、斜樋、底樋等の改修を行う。
- ・地域の住民は、自主防災組織を中心にして定期的な勉強会や防災訓練などを行ってきたが、この活動のなかで、洪水対策を望む声が高まっている。
- ・本地区は、ナス、ピーマン、花卉を主とする施設園芸が盛んに行われており、県下有数の農業地帯の保全を図ることで、この地域の農業の更なる発展を促す。

**【審査会意見】**

- ・平成22年度新規着工地区として適当である。
- ・事業完了後、洪水調節のための水位管理が大変重要となるので、管理予定者である芸西村の体制作り及び人材育成に力を注いでいただきたい。